

国際法協会日本支部  
臨時理事会議事録

日時 2012年3月24日（土）午前10時50分—11時10分

場所 東京大学法学部研究室内会議室

出席者（村瀬信也、熊倉禎男、奥脇直也、中谷和弘、兼原敦子、長嶺安政）および委任状提出者の合計20名（現理事数は28名であるので、定足数を満たし成立。）

A 決議事項

1. 定款変更の件

前記Aについての議事の経過

1につき、副会長から次のような説明があった。

（1）定款（案）本文の一部変更について

新定款（平成23年4月16日2011年度総会議事録添付）を移行認可申請のため内閣府に提出したところ、次のような修正依頼があった。

・第22条4項「代表理事に事故があるときは副代表理事が、副代表理事に事故があるときは他の業務執行理事のうち年長者がその代行をつとめる。ただし、第30条第2項に定める事項を除く。」を「代表理事に事故があるときは副代表理事が、副代表理事に事故があるときは他の業務執行理事のうち年長者が、業務執行に係る職務の代行をつとめる。ただし、第30条第2項に定める事項を除く。」に変更する。

・第34条3項「前項の適用において、代表理事が欠席した場合には、その理事会の議長が代表理事に代わって第1項の議事録に記名押印する。」を削除する。

上記の修正依頼については、「なお、同定款案の必要な修正や細則の作成等、一般社団法人への移行申請に必要な諸事項の決定を会長に一任することについても、全員一致これを了承した。」（平成23年4月16日2011年度総会議事録）に基づき、修正した。修正後、修正された定款変更案について、内閣府の認可があった。この点につき、皆様に事後的にご了解いただきたい。

（2）定款（案）附則の一部変更について

法務局担当官に事前相談を行ったところ、登記にあたり、日本に居住する代表理事が1名以上必要であるとの指摘を受けた。そのため、附則2「代表理事 柳井俊二、業務執行理事 村瀬信也（副代表理事） 熊倉禎男 奥脇直也（以下省略）」を「代表理事 村瀬信也、業務執行理事 柳井俊二（副代表理事） 熊倉禎男 奥脇直也（以下省略）」に変更する必

要がある。

以上を反映させたものが、一般社団法人国際法協会日本支部定款（案）（別紙参照）であり、全員一致これを了承し、総会にはかることとした。

最後に、議長 副会長・村瀬信也、常務理事・熊倉禎男、常務理事・奥脇直也、庶務主任・中谷和弘を議事録署名人に選任した。

上記の通り相違ありません。

2012年3月24日

議事録署名人

議長 副会長：村瀬信也

常務理事：熊倉禎男

常務理事：奥脇直也

庶務主任：中谷和弘